

議案第 1 号

川崎市職員定数条例及び川崎市上下水道局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員定数条例及び川崎市上下水道局企業職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年 2 月 18日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員定数条例及び川崎市上下水道局企業職員定数条例の一部を改正する条例

(川崎市職員定数条例の一部改正)

第1条 川崎市職員定数条例(昭和26年川崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「7, 765人」を「7, 427人」に改め、同条第4号中「25人」を「24人」に改め、同条第5号中「1, 262人」を「1, 248人」に改め、同条第8号中「1, 387人」を「1, 403人」に改める。

(川崎市上下水道局企業職員定数条例の一部改正)

第2条 川崎市上下水道局企業職員定数条例(昭和42年川崎市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「1, 175人」を「1, 089人」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

参考資料

1 制 定 要 旨

職員配置の見直しに伴い、職員定数の調整を行うため、この条例を制定するものである。

2 現行及び改正定数比較表

部 局	現行定数	増減員	改正定数
市長の事務部局の職員	7,765 ^人	△338 ^人	7,427 ^人
議会の事務部局の職員	35	—	35
選挙管理委員会の事務部局の職員	41	—	41
監査委員の事務部局の職員	25	△1	24
教育委員会の所管に属する職員	1,262	△14	1,248
人事委員会の事務部局の職員	17	—	17
農業委員会の事務部局の職員	9	—	9
消 防 職 員	1,387	16	1,403
上下水道局企業職員	1,175	△86	1,089
合 計	11,716	△423	11,293